

福の助商店運行スケジュール

福の助商店は、リニューアルして再開しています！

今年度は、下記のスケジュールでの運行となりますので、ご確認の上ご利用ください。  
平日は毎日(月～金曜日)運行します。(祝日も通常通りの運行となります。正月三日は休業となる予定です。)  
取扱品目は650アイテム(魚類・精肉・地場農産物・お惣菜・食品類・お弁当・日用雑貨類など)、カスミ店頭と同じ品質、同じ価格で商品が手に入ります。



木曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	利根町文化センター駐車場
10:45～	早尾神社(天満宮)
11:10～	早尾台中央公園
11:35～	早尾台自治会館敷地内駐車場
13:55～	運動の公園(ニュータウン)
14:20～	風の公園(ニュータウン)
14:45～	柳田國男記念公苑駐車場
15:10～	第二公園(白鷺の街)

金曜日の運行スケジュール

時間	販売場所
10:20～	加納新田上坪集会所前
10:45～	加納新田中坪集会所
11:10～	旧惣新田下坪宮農組合倉庫前
11:35～	惣新田集会所
13:55～	押付新田集会所
14:20～	土手下 木村様宅前(押付新田)
14:50～	自転車公園(第一公園)(フレッシュタウン)
15:15～	ぞうさん公園(第二公園)(フレッシュタウン)



当日の運行状況は【公式 Twitter @tonefukunosuke】でチェックできます！ 二次元コード➡



買い物の際は  
買い物袋を  
ご持参ください。

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ先(販売事業者)  
株式会社カスミ ☎0297-79-5071  
▶運営主体  
福祉課 高齢介護係 ☎68-2211(内線123)

・重度心身障害者  
・ひとり親家庭  
の医療福祉費受給者証をお持ちの方へ

新しい受給者証の送付について

重度心身障害者・父子家庭の父子・母子家庭の母子として、医療福祉費支給制度(マル福制度)の対象となっている方の資格は、毎年6月末日で更新となります。  
7月からの資格は、前年の所得や世帯状況を確認後、該当・非該当にかかわらず、判定結果を6月下旬に通知いたします。

▶更新の対象者

重度心身障害者	ひとり親家庭の母子・父子
①身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級の方 ②療育手帳AまたはAの方 ③障害年金1級の方 ④精神障害者保健福祉手帳1級の方 など ※65歳以上の方は『後期高齢者医療保険制度の加入者』に限り、対象となります。	子が18歳になる学年末まで(重度障害の場合、および高校在学の場合は20歳まで)

▼問い合わせ先  
保険年金課 医療年金係  
☎68-2211(内線177)

▼窓口で更新手続きが必要な場合  
①令和4年1月1日時点で、所得判定に必要な方の住民登録が利根町にない方(転入された方など)  
②所得判定に必要な方の、令和3年中の確定申告または町・県民税申告が済みでない方  
※①・②に該当する方は、更新手続きが必要となります。  
お手続きが必要となる方には、6月中に案内を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、保険年金課までお越しください。

▼更新の判定結果が該当の方

7月1日から使用する新しい受給者証を、6月下旬に発送します。  
▼更新の判定結果が非該当の方  
来年の6月30日まで助成の対象となりません。非該当となる旨の通知を送付します。  
次年度の更新については、自動的に判定を行います。

国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

保険料を納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。  
国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課窓口にて手続きをしてください。



令和4年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請について

令和4年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けは、7月1日(金)から開始され、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査を行います。  
なお、さかのぼって免除申請ができる過去の期間については、申請日の2年1カ月前までとなります。

失業などにより保険料を納付することが困難になり、申請を忘れていたために未納期間が生じている方などは、保険年金課窓口へご相談ください。

※保険料を未納のままにすると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、配偶者および世帯主)の財産が差し押さえになる場合があります。

▼申請方法

マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)、窓口に来庁される方の本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど)、基礎年金番号がわかる書類(基礎年金番号通知書、年金手帳など)をご持参の上、保険年金課窓口までお越しください。  
※失業などを理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票などをご持参ください。

▼問い合わせ先

・土浦年金事務所 国民年金課(土浦市下高津2-7-29)  
☎029-825-1170  
自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。  
・保険年金課 医療年金係  
☎68-2211(内線176)

